

藤沢市公共工事等低入札価格調査委員会要領

制 定 平成11年4月1日

改 正 平成12年4月1日

改 正 平成15年4月1日

改 正 平成22年4月1日

改 正 平成25年4月1日

改 正 平成25年4月1日

改 正 平成29年4月1日

改 正 平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市公共工事等低入札価格調査要領（平成11年4月1日制定）第9条第4項の規定に基づき、藤沢市公共工事等低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）について、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、藤沢市公共工事等低入札価格調査要領において使用する用語の例による。

(調査事項)

第3条 調査委員会は、契約担当課の長の依頼に基づき、低入札価格をもって申込みをした者について次に掲げる事項を調査する。

- (1) 低入札価格をもって申込みをした理由及び低入札価格の積算内容
- (2) 低入札価格をもって申込みをした入札に係る工事（以下「調査対象工事」という。）の場所付近における手持ち工事及び調査対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (3) 調査対象工事の場所と低入札価格をもって申込みをした者の事務所、事業所、倉庫等との地理的關係
- (4) 手持ち資材の状況、当該資材の購入先及び当該購入先と低入札価格をもって申込みをした者との關係
- (5) 手持ち機械の状況
- (6) 労務者の具体的な供給の見通し並びに下請契約予定者及び下請予定金額

- (7) 過去に施工した公共工事の実績
 - (8) 経営状況
 - (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反した事実の有無，賃金不払いの有無，下請代金の支払遅延の有無等による信用状況
 - (10) 前各号に掲げるもののほか，調査委員会が調査をする必要があると認める事項
- （会長）

第4条 調査委員会に委員長を置き，財務部長をもって充てる。

- 2 委員長は，会務を総理し，調査委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。
- （会議）

第5条 調査委員会は，委員長が招集する。

- 2 調査委員会は，委員長及び2人以上の委員の出席がなければ，会議を開き，議決をすることができない。
 - 3 調査委員会の議事は出席した委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。
 - 4 委員長に事故がある場合における第2項の適用については，前条第3項に規定する委員は，委員長とみなす。
- （調査補助員）

第6条 調査委員会に，第3条に規定する事項を調査させるため，調査補助員を置く。

- 2 調査補助員は，藤沢市請負工事検査規程（平成14年藤沢市訓令甲第11号）第4条に規定する検査員及び対象工事の施工を担当する課等の長をもって充てる。
- （庶務）

第7条 調査委員会の庶務は，財務部契約課において処理する。

附 則

この要領は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。